

十八世紀後半の孝道德 —「孝子伝」における孝行者—

Obligation Morals in the Latter Half of the 18th Century —Filial Piety in the “Koshiden”—

早川 雅子
Masako HAYAKAWA

Abstract

We discuss obligation morals in the latter half of the 18th century. In this period, “Koshiden” was published, in which how people had behaved for filial piety was written down. Using the “Koshiden”, we analyze their home, family and contents of filial piety, and clarify motivations of their behavior for filial piety.

Key Words : obligation morals, koshiden, mass education policy

キーワード：孝道德、孝子伝、民衆教化政策

近世日本における民衆教育は、十八世紀後半から隆盛をみせる⁽¹⁾。徳川幕藩体制の構造的矛盾が顕然化するなか、支配権力は、道徳的規範の徹底をはかるため民衆教化策を増強する。教化政策とは決して無関係ではないものの、寺子屋数の伸長にみられるように、民衆自身の主体的学習意欲も向上していた。

この時期の民衆教育の特質として、三点を指摘したい。第一は、知育と徳育が未分化なこと。第二は、習慣化された身体知を通して人間形成を目指す学習方法。第三は、孝が教育の基底をなすことである⁽²⁾。

近世における孝の目的は、家の維持存続にある。近世の家は、屋敷や耕作地その他を含む一切の家産、構成員全員の時間や労働力を注ぎ込んで運営する家業、家産や家業の称呼である家名、これら家産・家業・家名の総体である。民衆においては、十七世紀中期以降、小規模な構成員による「小さな家」、いわゆる小農が確立したといわれる⁽³⁾。

孝道德は、孝養のみとは限らない。たとえば、健康管理、奢侈や博奕の禁止、家業の習得、法度の遵守、産児など、家の維持存続に通ずる教えは、全て孝道德に包摂される。「孝は百行の本」といわれる所以である。近世の家は、生活を保障し、生命が帰属する場である。孝道德の

実践を通して、自己の存在意義は確認される。そして、確認すればするほどに、家族の紐帯は強固になり、家の永続性が希求されるようになる。この近世の家は、物質的経営体である。その性格故に、孝道徳の実践目標は明確で、家族の紐帯は実質性を有することになる。

近代に入るに従い、近世の家がもっていた物質的経営体という性格は薄れていく。家族が物質的な生活基盤を共にすることは少なくなり、その分、家族の紐帯には観念性が増していく。近代の孝の特質は、多々指摘される場所であるが、家族の情愛関係を基に構築されるという点は、その最たるものの一つである。

孝道徳の研究では、近世と近代それぞれの孝の特質を明らかにし、相違を際立てる傾向にある。その論拠とされるのが、家の性格の相違である。しかし、十八世紀後半になると、村落部では、農業の構造変化や、小農の家の階層分離が始まる。商品作物や農村工業の発展に乗じた「富農」が出現する一方⁽⁴⁾、機を逸して没落、あるいは飢饉や圧政等によって家が崩壊した貧農もあまたいた。また、都市部、特に、江戸町方では、他国からの流入民の定着化と家族形成が進んだといわれる⁽⁵⁾。都市流入民は、自力で家を創設するか、既成の家に養子にでも入るまでは、近世的な家を所有していない。所有かなわず窮民化した者の数は、当然、成功者たちを遙かに上回る⁽⁶⁾。近世的家の解体、あるいは所有の如何に着目すると、十八世紀後半以降の孝道徳に、近世の孝から近代の孝への展開という視点を設定することができよう。

このような問題意識のもと、本稿では、十八世紀後半、いわば近世から近代への過渡期に差し掛かる時期に焦点を当て、この時期の孝道徳の一端を検討する。資料には、「孝子伝」を用いる。「孝子伝」とは、孝を賞賛された者の行状を採録した読み物である。彼ら孝子たちは、概して貧しく、近世的な家をもたぬ者が多い。方法としては、孝子の家、家族、孝の内容を分析した上で、孝の動機付け、つまり、彼らに孝を逼る要因を考察する。以上を通して、近世的な家の解体期に差し掛かる時期における孝道徳の特質を明らかにする。あわせて、近代への過渡期における孝道徳研究に新たな展望を開きたい。「孝子伝」の刊行は、民衆教化策の一環である。その意味では、民衆教化策の目的の解明にも通じよう。

論述は、始めに村落部における「孝子伝」、次いで江戸町方における「孝子伝」の検討、そして孝行の動機付けの考察という手順で進める。

一 村落における孝子たち

(一) 常盤潭北『民家童蒙解』における孝子像

常盤潭北（延宝五（1677）年－延享元（1744）年）、下野烏野出身、本姓は渡辺、名は貞尚、字は堯民、別号に百華荘。俳人でもあるが、農民教育を重視したことで知られる。関東辺地一帯を、儒学に基づく農民道徳を講話して廻った。主著『百姓分量記』は、広く読まれ版を重ねた。

『民家童蒙解』は、元文二（1737）年版行。本稿では、筑波大学附属図書館乙竹文庫所蔵の再版本を資料とする。刊記によれば、版行は天明元（1781）年十一月、版元は京都寺町梅村三郎兵衛、同町勝村治右衛門の二書肆である。二冊本で、第一冊は、常磐貞尚述『民家童蒙解』京都書肆・奎星堂発兌の表紙、享保二十（1734）年四月二十一日付け一竿舎兆翁の序、享保十九（1734）年三月付けの潭北自叙、上之一・上之二。第二冊は、下之一・下之二、そして、頁を改めて付された「民家童蒙解付録」をもって終わる。

内容は、『百姓分量記』の平易な解説だといえよう。『百姓分量記』は、理解には儒学の教養を要し、その受容は農村の教養人や指導層に限られる。それに比して、『民家童蒙解』は、趣旨にさほどの違いはないものの、平明な表現が多用され、身近な事例が盛り込まれる。一定レベルの識字能力があれば、農民でものみこみやすからう。

成立時期は、文中に録された講話の日付や場所から、享保十九年を挟んだ前後三年間と推定される。たとえば、第一冊「上之一 発語」跋文には、「甲寅四月十二日上州に赴く、武蔵野にて」とある。第二冊「民家童蒙解附録大尾」は、「堯民書 于時享保二十乙卯の歳」である。甲寅は享保十九年、堯民は潭北の字。つまり、『民家童蒙解』は、常磐潭北が、享保十九年の前後三年の間、関東一円の農民に説いた講話の記録だといえる。

『民家童蒙解』の孝子像は、第二冊「民家童蒙解附録」に描かれる。「民家童蒙解附録」とは、「伝文」による善行の具体的な記録で、主な事例は三件、孝子伝二件と女子忠義一件である。ここでは、孝子伝二件を中心的に取り上げ、孝子像を分析検討する。内容を整理するため、次の五項目を設定したい。①家族構成、②職業、③孝行採録までの経緯・要因、④特徴的な孝行、⑤潭北の見解の五項目である。なお、孝子の年齢は、その行跡が伝文として採録された歳を表す。

【1】江戸日本橋書肆 杉浦三郎兵衛 五十八歳

①家族構成：母親、男子一人（養子・三郎兵衛）

②職業：江戸日本橋書肆

③経緯・要因：十七歳で養子縁組。養母が九十歳で亡くなるまでの四十年間、男手だけで孝養を尽くし、最後を看取った。

④特徴的な孝行：

(1) 母親の老衰が進行してからは、二便の世話も人手を借りず、常は膝枕して撫でさする。気晴らしに、おもしろい話を聞かせ、外出して人通りを見せるなど細やかな心遣いを欠かさない。

(2) 八十歳の春。母親は、これまで桜の時期には、輿に乗せて上野に花見に連出してくれたが、今年は輿に乗るもかなわず、春の到来もしらぬほどに衰えたと嘆く。三郎兵衛は、花屋へ走り桜花をあまた整えて寝所を飾り、近所に住む相口の客五六人を招いて、終日饗応して慰める。

- ⑤見解：三郎衛門は、生涯、富裕ならず、妻帯もしなかったが、母親の孝養で満ち足りていた。齢四十余りから鬢髪は白くなったが、それも孝行の労深きことの証で、見習うべきだ。

【2】下野国安蘇郡佐野犬伏宿 安藤弥八郎 三十四、五歳か

- ①家族構成：母親、男子夫婦（実子・弥八郎と妻）、奉公人男女一人ずつ
- ②職業：下人多数を抱えた手広い商いと推測されるが、職種は不明。母親の看病に専念する以前の貯えは、金五百両余り。
- ③経緯・要因：
- (1) 弥八郎二十二、三歳の頃、母親が物狂いになる。一族が評議して、座敷牢監禁を決める。
 - (2) 弥八郎は、母の狂乱は病、病の母を牢に入れるは不幸の至りとして看病を決意。一人専念するために、家業をことごとくやめる。今後の艱難を予想し、妻に離別を申し出る。
 - (3) 妻は、嫁した後は舅姑こそ一生の父母、夫婦で看病してこそ本道。もし不幸なること侍らば教え給えと、夫婦二人で看病に励む。
 - (4) 下人は、律儀な男女二人を残して解雇。二人は、主人の心を感じて忠心より奉公する。
- ④特徴的な孝行：
- (1) 打擲、財宝の毀破、徘徊は度重なるも、堅忍宥恕。ただ、不慮の事故防止のため、刃物や井戸の蓋は嚴重に管理。
 - (2) 神仏に平癒祈願、さまざまな治療を試みる。
 - (3) 孝養を尽くすこと十二年間。その至誠に天地が感応したのか、母親の狂気は本復する。
- ⑤見解：世間は、弥八郎は不幸せにて、母親の病気ゆえに身代が零落した、という。しかし、弥八郎は反論する。我らは殊の外の幸せ者、母の病気は平癒し、孝心は天に嘉せられた、と。日頃、孝行を嘆美している私（潭北）も、旻天に通ずるほどの弥八郎の孝心には赤面のほかない。

二つの事例の特徴を、四点指摘しよう。第一は、親の病気が孝の要因とされる点である。孝子にとって、平常の孝行は当然であろう。孝子伝として特筆される孝は、親の病気を契機とし、看病が中心となる。後述する『官刻 孝義録』江戸町方の孝行者においても、事情は変わらない。孝の要因の筆頭は、親の病気である。したがって、孝行者たる第一の所以は、親の介護ということになる。公的扶助に関する意識が希薄な時代にあって、誰が老人や病人の介護を引き受けるのかは、きわめて重要かつ深刻な問題である。孝子の徳行の第一に親の介護を設定したことは、民衆教化の政策的意図とも関連するだろう。この点は、追って検討したい。

第二は、看病には十分な程度の資産や家業を有する点である。【1】三郎兵衛は、日本橋書肆。【2】弥三郎は、家業を辞めたとはいえ、金五百両余りの蓄えがあった。だから、彼らの孝養も、花見や饗宴（三郎兵衛）、神仏祈願や諸種の治療（弥三郎）などで、彼ら自身が生活に窮するといった状況にはほど遠い。資産を有する点に関しては、残る一つの事例【3】女子忠義犬伏町名主庄右衛門下女さはも同様である。糸筋の功績で稼いだ金など相当の蓄えを有し、零落した主家の窮状を救うこと度々である。確かに、潭北の見解には、「生涯富裕ならざる三郎衛門、身代が零落した弥三郎」と記される。しかし、それは、没落して貧窮に陥るという意ではあるまい。孝養専念に入る前ほどの家業繁盛には及ばない程度の意味だと解される。

第三は、【1】杉浦三郎兵衛、【2】安藤弥三郎と、名字を称する点。加えて、家業や資産からも、彼らが相当の知識層に属すると類推される点である。この点、【3】下女・さはは例外である。

第二、第三の特徴は、『民家童蒙解』の読者層、あるいは享保十九年前後という同書の成立時期に関連すると考えられる。同書の孝子伝が現実味をもって受容されたとすれば、その階層は受容しうる程度の理解力や経済力が求められよう。『民家童蒙解』の読者層、つまり、潭北の講話を聞いた農民は、理解力を備え、小農経営の維持を可能にするだけの経済力と意欲を有した層だと考えられる。また、同書の成立時期は、まさに小農確立の時分にあたり、小農の衰退はもうしばらく後から始まる。

第四は、近世の家意識に関連する。【2】弥三郎は、親の介護のために家業を放棄した。【1】三郎兵衛は、五十八歳の独り者、彼自身の子孫は望めないだろう。二つの事例には、家の維持存続や永続性を希求する意識は希薄である。孝子伝には、彼らの将来は記されておらず、家再興の予測はつきがたい。しかし、採録された伝文においては、家の維持存続よりも、親の介護が優先されるのである。

（二）布施松翁『西岡孝子儀兵衛行状聞書』

孝子儀兵衛は、布施松翁による行状聞書の刊行によって広く知られる。布施松翁（享保十（1725）年－天明四（1784）年）は、手島堵庵門下の心学者。京都の呉服商に生まれ、通称は松葉屋伊右衛門、松翁は号。『西岡孝子儀兵衛行状聞書（以下、『行状聞書』と略）』は、明和七（1770）年五月刊行、京都西堀川通高辻上ル町錢屋七郎兵衛と寺町通夷川上ル町新屋平治郎板である⁽⁷⁾。

儀兵衛の在所、及び行状採録の時期を確認しておきたい。在所の西岡は、山城国葛野郡西岡川嶋郡（現在の京都市西京区川島）である。葛野郡最南端の村で、山陰道と西国街道が合する交通の要地、『行状聞書』でも、儀兵衛が京都市中や伏見に使いに出る場面が散見される。京都近郊の村落と捉えてよからう。『行状聞書』によれば、儀兵衛の生没年は、享保九（1724）年－安永八（1779）年、採録時の年齢は四十七歳（母親は八十五歳）である。行状の時期は、前掲『民家童蒙解』の享保期から約三、四十年後であろう。この時期と畿内という地域性とを考

え合わせると、儀兵衛の在所・西岡は、近世後期における村落の状況を先取りしたものだとみなせよう。

『行状聞書』から儀兵衛にみる孝子像を分析検討する。事例番号は連番で【4】とし、『民家童蒙解』の事例にならい五項目に整理する。

【4】山城国葛野郡西岡川嶋郡 儀兵衛 四十七歳

①家族構成：母親、男子（養子・儀兵衛）

②職業：極貧にて少しの田地も所有せず、人に雇われるを生業とする。主な労務は、農業手伝い、油搾り、徒荷持、駕籠舁、普請の手伝い、屏風・襖の張替など、専門性を要さない肉体労働。

③経緯：

- (1) 下京商人の子として出生、直後に川嶋郡の貧農半右衛門の養子に出される。養父半右衛門は、儀兵衛十歳の頃に死亡。なお、弟（半右衛門実子）長兵衛が生まれるも、丹波に養子に出され、十年ほど前まで音信不通。
- (2) 七歳の時、京都北野の茶屋富田屋に奉公に出る。養母の奉公口（乳母奉公）でもあり、十六歳まで養母と二人で奉公住をする。
- (3) 二十歳の時、子どものいない富田屋の養子になる。養母との予てからの約束で、かつ養母も壮健とての縁組みである。しかし、茶屋家業は儀兵衛の人柄には不相応で、二年間ほど大病を患ったため、縁組みを解消して川嶋郷に戻る。その後も、富田屋とは親類同然の続柄だが、茶屋風俗に染まることはない。
- (4) 川島郷に戻って以降は、養母と二人暮らし。すでに田地は手放しており、手に職もないため、労務にて渡世する。六年このかた、養母は病に伏し、行歩もかなわない。儀兵衛は介護に精励、八十五歳の老往生を遂げさせる。

④特徴的な孝行：

- (1) 寝食など日常生活：主食は、くず米（ゆるご飯）の雑炊。懇ろな村人たちからの施米である。食物足らざる折には、他所で馳走になったと虚言して、養母にのみ食させる。職場で饗応を受ければ、持ち帰り先ず養母に供する。養母の衣類、食物等は分相応に不足なきよう心がけ、手水・髪結い・着衣の世話、冬場の炬燵や火鉢の用意まで一切調達して怠りない。
- (2) 養子の身の上：養母が堅く秘し、実子と公言していたためか、三十余歳の頃にはじめて縁類から身の上を知る。しかし、実子でもない自分を愛してくれるをありがたがり、いよいよ大切に仕え、養子などとの徒言なきよう堅く自戒する。
- (3) 結婚：十年以前、近所の人の世話で妻帯する。しかし、養母への仕え方が不満で、三十日ばかりで離縁、以後は無妻。
- (4) 信仰：親子ともに信心者で、朝夕の神棚、仏壇への拝礼は欠かさぬばかりか、知人の回向も忘れない。さらに、元主家富田屋の墓所へも、月に一度参詣する。

(5) 共同体との交際：儀兵衛の孝行に感じ、村人は親子に好意的である。儀兵衛も、労務の道すがら難儀者に遭遇すれば、助力を惜しまない。弟長兵衛、主家富田屋が窮状の折りには、救恤に尽力する。

⑤見解：儀兵衛の孝心は、近在に鳴り渡り、小児にても知らぬ者はないほどだ。その孝行教えは、儒者や仏者から聞いたものではない。儀兵衛がいうには、「孝行しようとは思わない、ただ養母大切にしたいと思うばかりだ」、と。

儀兵衛の事例を、近世の家、及び『民家童蒙解』の事例との比較という二点から検討したい。近世の家、いわゆる経営体としての家は、家産・家業・家名の総体である。儀兵衛の場合、田地という家産もなければ、家産を保持する家業も存在しない。日雇い労務による渡世を可能にしたのは、京都近郊の交通の要地という川島郷の在郷町的な場所柄と、儀兵衛の徳行に感応した人々の仁慈であろう。しかし、労務と孝養の日々では、正業に就くだけの時間的・経済的余裕は生じる筈もない。また、正業とはいえないまでも、茶屋という家業を継ぐ機会があったにもかかわらず、養子離縁によって放棄している。もちろん、敬虔な信仰心からは、命ある者への慈愛、あるいは祖先崇敬の念をうかがうこともできよう。しかし、妻帯を拒絶した儀兵衛に、自身の子孫は望めない。要するに、儀兵衛の場合、彼の現在においては、近世の家の構成要素が、その将来にわたっては、自力で家を創設せんとする可能性、能力、あるいは意志が欠落しているのである。十八世紀後半、小農の家においては富農層と貧農層との階層分離が進行するが、儀兵衛の事例は後者の典型であろう。

次いで、『民家童蒙解』の事例との比較である。事例すべてに共通するのは、孝子と評される理由である。すなわち、親の孝養、とりわけ介護を優先させることこそが、孝子の根本的条件である。明らかな相違点もある。特筆すべきは、資産・家業の有無である。『民家童蒙解』の事例では、親子ともども生活に窮せぬ程度の資産を有していた。それに比して、儀兵衛は貧苦を極めており、それ故に自己犠牲とも表現すべき献身的介護が強調される。前者が小農経営体における孝養とすれば、後者は崩壊した家における孝養だといえよう。

それでは、儀兵衛の行状は特異な事例だろうか。『行状聞書』巻末には、版元広告が掲載されている。主に教訓書で、「孝子伝」の紹介もある。例えば、『会津孝子伝』『筑前孝子伝』『筑前孝子庄助伝』『泉州兄弟四人孝子伝』などである。出版メディアによって、諸国の「孝子伝」が刊行、流布していたと推測される。こうした「孝子伝」に採録された行状は、儀兵衛のそれとさほど違わない。その集大成が、『官刻 孝義録』である。

二 『官刻 孝義録』における江戸町方の孝行者

寛政元（1789）年、時の老中松平定信の命により、善行により褒美褒誉を下賜された者の記録が全国から集められ、整理編纂を経て、享和元（1801）年『官刻 孝義録』五十巻五十冊として刊行された⁽⁸⁾。

編纂の方針は、卷之一冒頭の凡例十一条に記される⁽⁹⁾。善行とは、第一条によれば、孝行・

忠義・忠孝・貞節・兄弟の睦・家内の睦・一族の睦・風俗の宜・潔白・奇特・農業出精の類である。所載の事例は、8600件余り。それぞれに善行の品目を題し、諸種の善行が重なる場合には、孝行を以って第一とするに則っている（第二条）。中でも高く評価した事例には、見る人の手引きとなるよう小伝を附すとし（第一条）、太田南畝叙述による平易な文でその行跡が示される。その他諸々の方針に沿って、事例はそれぞれ、善行の品目・居住地・階層・人名・年齢・褒美下賜の年という形式で整理され、国ごとの冊子に分けられた。

江戸町方の善行者は、『孝義録 卷之五 武蔵国 上』、『同六 武蔵国 中』に記載されている。江戸町奉行支配下に限ると、140件、品名と件数は、下記の通りである。

孝行（77） 忠義（19） 奇特（33） 貞節（6）
忠孝（3） 潔白（1） 兄弟の睦（1）

凡例で孝行重視を標榜したように、孝行の件数は77件と、全体の半数を超える。特徴的なのは居住階層で、店借層が62件と8割にのぼる。凡例第六条の善行者選抜の方針に、「百姓町人又ハ寺僧のとめる者、凶年に人を救へる類は除く」とあり、善行者には、富裕層や非常時の功労者ではなく、むしろ漸く日々の暮らしを保ちつつ善行に励む者が扱われた。『孝義録』の目的は、事例に感奮し善行に奨ませることにあり、その事例は、読者にとって身近で、日常の模範になりうるものが望ましい。

孝行者の小伝は、17件。褒美下賜の時期は、天明七（1787）年から寛政九（1797）年の間、居住階層は16件が店借、残る1件は店借方厄介である。小伝の構成は、いずれもほぼ同じ三部構成で、①名前・居住地・家族形態といった孝行者の紹介、②孝行励行に至る経緯、③孝行の内容から成っている。これら17の小伝を分析し、江戸の孝行者の実情を明らかにしたい。

分析では、前節の項目を簡略化し、①家族形態、②孝行採録までの経緯・要因という二つの観点を設定する。①家族形態では、ハメル-ラスレットによる家族世帯の分類を採用した（【表1】参照）⁽¹⁰⁾。前節のような家族構成の書き出し方法では、17件という事例数では、煩雑の難は否

【表1】

類型（カテゴリ）	下位分類（クラス）
1 独立世帯	1a 寡夫・寡婦
	1b 未婚あるいは婚姻経験不明
2 非家族世帯	2a キョウダイの同居
	2b その他の親族の同居
	2c 親族関係が明らかでない者の同居
3 単純家族世帯	3a 夫婦のみ
	3b 夫婦と子供(たち)
	3c 寡夫と子供(たち)
	3d 寡婦と子供(たち)
4 拡大家族世帯	4a 上向的拡大
	4b 下向的拡大
	4c 水平的拡大
	4d 4a-4cの組合せ
5 多核家族世帯	5a 上向的副次核を含む
	5b 下向的副次核を含む
	5c 水平的副次核を含む
	5d キョウダイ家族
	5e その他の多核家族世帯
6 分類不能世帯	

めない。類型分類によって、都市家族の形態を簡約に明示することが期待できよう。②経緯・要因では、孝行者の性情などの内的要因ではなく、本人とは関わりないところで発生し、孝行を尽くすに至った外的要因に注目する。二点に着目すると、17の小伝は、おおむね三つの類型に分けることができる。以下、類型ごとに検討を進めるが、紙面の都合上、17件の分類は【表2】にまとめることにし、各類型の大略を述べ、代表例のみを引用する。なお、【表2】では、17件に通し番号を付けた。引用例文頭の【数字】は、通し番号の数字である。

【表2】

番号	名前	住所	職業	年齢	家族形態	類型
1	吉五郎	神田多町二丁目 店借	時物売・日雇稼	30	4a	Ⅲ
2	弥右衛門	本所松坂町二丁目 店借	棒手振	37	3d	I
3	さよ	深川北川町 店借	手習師匠	28	3b	I
4	勘次郎	喜左衛門町 店借	豆腐屋	31	3b	I
5	鳥飼要人	浅草田町二丁目 店借	医者	54	3d	I
6	祐心	浅草旅籠町二丁目代地 店借 甚兵衛方厄介	道心坊	64	1b	I
7	勝三郎	深川北松代町一丁目 店借	輿桶屋	59	3d	I
8	百之助	本郷金助町 店借	棒手振	15	3b	I
9	市太郎	浅草材木町 店借	薪割	15	3c	I
10	さよ	牛込肴町 店借	立売、賃仕事	38	4a	I, II
11	市太郎	亀嶋町 店借	野菜物問屋、炭薪 仲買	18	4a	Ⅲ
12	弥助	霊岸嶋浜町 店借	芝居小屋出入改	35	3d	I
13	市太郎	本所永倉町 店借	駕籠舁	39	3c	I
14	伊右衛門	浅草田原町三丁目 店借	料理人	24	4a	Ⅲ
15	甚太郎	神田富山町二丁目 店借	鍛冶職	28	3d	I
16	庄助	神田花房町 店借	竹商	41	3a (5a)	Ⅲ
17	忠兵衛	亀嶋町 店借	傘張	29	3c	II

〈類型Ⅰ〉①家族形態：単純家族世帯

②孝行までの経緯・要因：親の死亡、病気

①家族形態：単純家族世帯とは、夫婦、夫・妻と同居している未婚の子供たちからなる家族単位である。『孝義録』の家族では、両親と孝行者（そのキョウダイ）、父親と孝行者（そのキョウダイ）、母親と孝行者（そのキョウダイ）という形態になる。孝行者は、途中、夫婦となる場合もあるが、孝養に専念するなどの理由から離縁してしまう、あるいは、子供を儲けたとしても、縁付かせる、奉公に出すなどして、上記三種のいずれかの型におさまる。なお、これは他の類型にも共通するが、孝行者は、必ずしも実子とは限らず、養子もある。

②孝行までの経緯・要因（以下、経緯・要因と略）：親が死亡、親の病気とは、稼ぎ手たる父

親が死亡し、残された母親が病気になる。片親、あるいは両親が次々に病気になるというパターンである。病状は、中風が代表的で、歩行はおろか排便・排尿すら思うに任せない。キョウダイは、これも病弱などの理由から、頼みにはならない。詰まるところ、生業と介護は両者とも、孝行者の一身にかかってくる。したがって、生業は十全とはいかず、生活は窮乏することになる。よしんば生業が順調で、ある程度の蓄財があったとしても、火災や水害という要因が加わり、家財一切を失ってしまう。要するに、親の死や病、罹災という外的要因によって、孝行者一家は一様に、困窮極まる状況に陥るのである。幾つかの事例を挙げよう。

【2】弥右衛門 本所松坂町二丁目店借 棒手振 三十七歳

①家族形態：単純家族世帯（3b） 構成：母親と弥右衛門、弟二人

②経緯・要因：初めは、両親と弟二人の四人暮らし。十三歳で、酒醤油問屋へ十年の年季奉公に出る。その間に、父親は死亡し、母親と弟二人は、母方の叔父に引き取られる。年季が明け、二十三歳で独立、酒醤油を商い、母親と弟を呼び寄せる。商いは順調で、蓄財もでき、妻を迎える。とかくする間に、母親は中風を患う。全身麻痺の母親を看病しながら商いを続けるも、洪水で家財一切を流されてしまう。弟二人は病弱で頼りにならず、一人で家業再建と母親の看病に骨折るが、生計は心細くなるばかり。妻を奉公に出そうとも思案するが、もともと母の孝養のために迎えた妻であり、また、妻がいれば孝養に十分な費えを回すことができない、という理由から離縁する。看病に献身する傍ら、細々と商いを続けていると、今度は火災に遭い、僅かに残っていた器財衣類もみな焼失してしまう。住居を転々とした後、ようやく本所松坂町に落ち着いた今、味噌を売り歩く棒手振にまで零落しながらも、孝養を尽くしている。

（『官刻 孝義録 上巻』p.128～p.130）

【9】市太郎 浅草材木町店借 源六倅 薪割り 十五歳

①家族形態：単純家族世帯（3c） 構成：父親と市太郎

②経緯・要因：父親源八は、入間郡中野村の出、十二歳で江戸花川戸町の藤七方に仕え、家主役を勤めるまでになったが、市太郎の誕生を機に退役し、十一年前に浅草材木町に越してくる。妻とは九年前に離別、市太郎と二人暮らしである。浅草材木町では大工を生業としたが、職拙くして立ち行かず、薪割りをして暮らす。六年前、左の腕に腫れ物が出来、薪割りも儘ならないので、市太郎が父を手伝いながら、薪割りを覚えていく。さらに、一年の後、源六は黴瘡に罹り、歩行すら難しくなってしまう。この時、市太郎十歳。それより十五歳の今まで五年の間、薪割りで賃金を稼ぎ、暮らしを立てながら、父親も細やかに看病し、一日たりとも怠らない。

（『官刻 孝義録 上巻』p.141）

〈類型Ⅱ〉①家族形態：単純家族世帯

②孝行までの経緯・要因：孝行者本人の事情

②経緯・要因：孝行者本人の事情とは、生来の身体的な障りである。〈類型Ⅰ〉では、親の病気が孝行の要因であるが、この類型はその逆のタイプである。しかし、〈類型Ⅰ〉親の病気と同じように、本復は望めない。『孝義録』では、障りをもった子供が生まれると、親は自立のため手に職をつけさせる、そして、子供は技術を身につけ自活した上で孝行をするという展開になる。

【17】忠兵衛 亀島町店借 傘張り 二十九歳

①家族形態：単純家族世帯（3c） 構成：父親と忠兵衛

②経緯・要因：忠兵衛（幼名、松之助）は、時物売・元の忠兵衛の倅で、生まれつき聾啞の障りがある。キョウダイは、妹と弟が一人ずつ、弟も聾啞である。手に職をとの親の計らいで、十二の歳に傘張職与八方へ年季奉公に出され、二十九歳の今年（寛政九年）まで奉公を勤める。この十七年の間に、母親は亡くなり、妹は嫁入り、弟は綿打職方へ奉公住み、残るは父親一人である。父親は、障りをもつ子供が二人も生まれたのは己が罪と憂え、償いに廻国巡礼を願うので、忠兵衛は主人与八に路銀を借りて送り出す。精勤すること三年、路銀を皆済したのが今年で、この三月に、亀島町に越してくる。亀島町では、出家して慧心と名乗る父親の世話をしながら、傘張職を生業として世を渡っている。

（『官刻 孝義録 上巻』 p.153～ p.154）

〈類型Ⅰ〉と〈類型Ⅱ〉それぞれの特徴を併せ持ち、①家族形態が異なる事例が一件みられる。【4】文次後家さよの事例である。

【4】さよ 牛込肴町店借 立売・賃仕事 三十八歳

①家族形態：拡大家族世帯（4a） 構成：文次後家さよ、さよ娘、さよ姑

②経緯・要因：八年前、夫文次が亡くなってこの方、さよは昼は櫛や線香の立ち売り、夜は賃仕事で生計を立てている。姑は二十年来の盲目で、その上に老いがすすんでおり、さよの介護はかかせない。周りの者は再婚を勧めるが、姑の心を乱したり、介護が等閑になることを危惧して、固く拒否をする。

さよ娘は、十五歳。盲目の生まれで、さよは自らの衣食を削って針治揉み療治を習わせる。

（『官刻 孝義録 上巻』 p.132）

①家族形態：拡大家族世帯とは、単純家族世帯に親族が加わるが、この親族は自身で家族を形成していない形態である。さよの世帯構成では、世帯主さよとその娘からなる単純家族世帯に、姑が加わる。拡大家族世帯は、世代の継承を目的として、二世代が同居する形態でもある。しかし、さよの場合は、姑の介護を目的とする同居であり、寡婦のさよが娘と姑を扶養するという構成は、単純家族世帯に劣らず脆弱不安定である。

②経緯・要因：〈類型Ⅰ〉の特徴としては、親の病気という要因によって、嫁さよが生計を立てつつ、孝行に励む点がある。また、結婚を拒絶する点も共通する。〈類型Ⅱ〉の特徴は、子供に身体的障害があり、将来のため手に職をつけさせる点である。

〈類型Ⅰ〉〈類型Ⅱ〉における孝行者を概括しよう。彼らはいずれも、窮境にあり、貧窮を極めながらも、献身的に孝養を尽くす。その窮境たるや、再三の罹災【2】、幼時での父の病【9】、聾啞【17】、寡婦【4】と、本人一人でさえ脱し得ない程である。普通ならば自分の暮らして精一杯であるのに、親の介護を放棄しない。最早、そのこと自体が希有なのである。彼らの孝行が賞賛される理由は、自分と親との生活を維持していること、これに尽きるといえる。

〈類型Ⅲ〉①家族形態：拡大家族世帯、多核家族世帯

②孝行までの経緯・要因：家業と家族の存在

①家族形態：拡大家族世帯は、【4】さよの家族形態で説いた通り。〈類型Ⅲ〉に該当する拡大家族世帯は、3件。3件の構成はすべて、孝行者とその親から成る単純家族世帯に孝行者の祖母が同居する。

多核家族世帯とは、親族関係で結ばれた二つかそれ以上の単純家族世帯が同居する世帯である。〈類型Ⅲ〉では1件のみ。孝行者世帯とその親世帯の二世帯から成る。

②経緯・要因：特徴的なのは、店を構えて安定した商売をしている点である。家業としての商売の存続と、家を経営する家族が協和することが、孝行励行の要因になる。

【11】市太郎 亀島町店借 野菜物問屋・炭薪仲買 十八歳

①家族形態：拡大家族世帯（4a） 構成：母親と市太郎・弟一人・妹二人、市太郎の祖母

②経緯：市太郎の父権兵衛は、亀島町で野菜物問屋と炭薪の仲買をしていたが、今年三月に病に伏し、夏に死んでしまう。市太郎は、献身的に看病をし、亡くなった後は、家業に励む一方で、供養も怠らない。祖母七十二歳と母親三十八歳への孝養、弟妹三人への慈愛も細やかで、一家は仲睦まじい。父親が教えた商法を守り、さらに工夫を重ねて精勤するので、商売は父の時より繁昌している。

（『官刻 孝義録 上巻』p.145～p.146）

市太郎一家のような三世代同居家族は、江戸定着の足場を固めた世帯だといえよう。〈類型Ⅲ〉は、江戸に定着した者の孝行である。彼らには、三世代順調に継続した家族と、継続を支える生活基盤、すなわち家業がある。「続くこと」、これが市太郎の事例の基調をなしている。父親供養は、父から自分へと繋がる生命の連続性を意識する場であろう。野菜物問屋と炭薪仲買は、父権兵衛が商法を教えており、それ故に跡を継いで繁昌している。〈類型Ⅲ〉においては、孝行者の条件、したがって、奨励される孝行の重点は、家業の存続に置かれている。まさに、近世における孝道徳の象徴である。

以上、『孝義録』における江戸の孝行者を検討した。孝行の内容は、二種類。〈類型Ⅰ〉〈類型Ⅱ〉現状の生活維持と親の孝養、〈類型Ⅲ〉家業の存続と家族の協和である。ただし、〈類型Ⅲ〉

は、17件中わずかに4件に過ぎない。孝行者の大半は、経営体としての家をもたず、経済的基盤も家族構成もきわめて脆弱である。窮状に屈することなく献身的に孝養を尽くす像こそが、『孝義録』に採録された江戸の孝行者の典型であるといえよう。

三 「孝子伝」刊行の目的と孝の動機付け

十八世紀末、「孝子伝」に採録された孝子たち、少なくとも京都近郊の川嶋郷や江戸町方の大半の孝子たちは、近世的な家の子どもではなかった。近世における孝道徳の目的は、結局のところ、家の維持存続にあり、それに通ずる徳目はすべて孝道徳に包摂される。にもかかわらず、「孝子伝」の孝子たちは、近世的な家を所有しておらず、親の孝養、とりわけ介護が賞賛強調される。その理由を、「孝子伝」刊行の目的、及び孝の動機付けという二つの観点から考察したい。

まず確認したいのは、「孝子伝」、あるいはそれに準じた教訓本の主たる読者層である⁽¹¹⁾。「孝子伝」に採録された孝子たちではなかろう。日銭で糊口を凌ぐ彼らは、まさに都市下層の窮民に相当する。その彼らに、「孝子伝」を読むだけの時間的、経済的、そして精神的余裕はあるまい。読書をするだけの時間的、経済的余裕を有すること。ただ読むばかりではなく、教訓を実践、あるいは実践を試みること、つまり、教訓の有効性を少なからず認識していること。これら二つの条件が整わねばならないだろう。この条件は、主体的に書を手にした読者層のみならず、民衆教化政策の主たる対象者にも共通する。そもそも、「孝子伝」刊行は、民衆教化策の一環でもあったからである。

「孝子伝」の読者層、すなわち、民衆教化政策の対象者の社会的階層は、孝子たちより若干なりとも上位に位置すると考えられる。すなわち、規模や状況に程度の違いはあろうが、少なくとも現状では家を保持している階層、あるいは、自らの家を創ろうとする意欲を有する階層が想定される。こうした階層の者たちは、孝子たちの行状を、善行の模範としてばかりではなく、一つの警鐘としても受け止めたに相違ない。

この点を、孝子たちが孝養に専心する要因の第一、すなわち、親の病気から詳論しよう。孝子たちは、親の介護を優先させるために、家の存続や創設を断念する、あるいは貧困極まる状況に陥った。その理由は、彼らの家の家族形態に関連する。

つとに知られるように、小農家族は、なんらかの抑制や排除によって、成員数を制限していた⁽¹²⁾。また、『孝義録』に採録された都市住民の家族形態の半数以上は、単純家族世帯である。こうした小家族が抱える第一の問題は、構成員が一人でも常態を失えば忽ち崩壊に瀕する程の脆弱性である。家族の規模が小さいために、異状を補うだけの余力がないからである。ひとたび構成が毀れれば、生活を維持するのが精一杯で、旧態に復するのは難しい。そればかりか、稼ぎ手の死亡や介護による労働力の損失は、家の崩壊に直結しかねない。孝子たちの行状は、その実例である。

孝道徳において、健康の増進は重要な徳目の一つである。「孝子伝」の読者層にとって、健康の増進は現実感をもって納得することができよう。孝の教訓書は数多く刊行されるが、いづれ

も教訓の筆頭に健康が置かれる。たとえば、『孝行往来』は、慎むべき五箇条の第一を、次のように記している⁽¹³⁾。

一、慎むべき第一条…身体を毀損しないこと。身を守り常に養生をして、病気に罹ることなく、長生きをせよ。

さて、健康の増進は、孝道德の一つではあるが、もとより「孝子伝」の第一義的な目的でない。ここで重要なのは、孝子たちが他者の助力を求めず、自己完結的に介護に専心したことである。他者の助力を求めないことは、『孝義録』における〈類型Ⅱ〉にも共通する。〈類型Ⅱ〉では、障害をもつ子供の親は、手に職を就けさせ自立を支援していた。

小農家族が家を維持していくためには、家族全員の労働力の投入、生産技術の獲得への工夫が必要とされた。彼らの精勤を支えたのは、没落への危機意識や、安定した生活を志向する向上心であった。都市家族においても、事情はかわらない。都市流入民が、定着して家族を形成するためには、職を身につけ財を築くための意志と努力が求められた。家の維持や、家族の形成は、民衆の主体的努力に委ねられるのである⁽¹⁴⁾。

民衆の主体的努力に比して、幕藩体制側の支援策は貧弱であったといわねばならない。十八世紀末以降、増大する窮民に対する政策が図られるが、施行など窮民救済の実際を担ったのは、有徳者と称される都市上層民衆であった⁽¹⁵⁾。内憂外患の状況下、窮民対策にすら苦慮する幕藩体制に、小家族が自身の家を維持する努力を、積極的かつ具体的に支援する施策は期待できない。家解体に至らないための経営管理のみならず、家族による疾病者の介護、障害者の自立支援は、民衆に負託せざるをえないだろう。つまり、民衆には、家の維持のみならず、健康の増進や親の介護、さらには子どもの自立支援も含めた、家族による自己完結的な家の管理、及びそのための主体的な自助努力が求められたのである。

要するに、「孝子伝」刊行の目的、したがって、民衆教化策の目的は、家族による自己完結的な家の管理と主体的自助努力にあったと論定できよう。まさにこれこそが、十八世紀後半における孝道德の本質であったと考えられる。

ところで、孝道德の本質が、自己完結的な家の管理と自助努力にあったとしても、小農の階層分化は進行していた。また、村落から都市へと流入する者には、養子にでも入らない限り、彼ら自身の力によって造り上げるまでは、近世的な家は存在しなかった。都市住民の大半においては、近世的な家は、理念としては存在していたとしても、現実には所有していなかったのである。この時期の家は、物質的継承財をもたない近代の家への過渡期を迎えていたといえる。

物質的継承財を所有しない民衆における孝道德は、近世の孝から近代の孝への展開という重要な検討課題の一つである。ここでは、孝を逼る要因、換言すれば、孝の動機付けという観点から、過渡期における孝道德の一端を考えたい。

孝の動機付けは、当然、精神性の強いものであろう。ここでは精神的紐帯、すなわち、親子の情愛に着目する。太田素子『子宝と子返し』は、山東京伝の戯作を分析し、日常生活の過ごし方のなかで家族の姿が描かれ、家族の情愛がきわめて積極的な価値のあるものとして描き出

される、と述べている⁽¹⁶⁾。この時期の民衆において、親子の情愛は日常生活の折々に感じられていたといえよう。

親子の情愛については、親から子どもへ向けられる慈愛、それに応じて、子どもから親へ向けられる愛敬とに分けて捉えねばならない。孝養の動機付けの核心は、親への愛敬にあるが、子どもへの慈愛についても簡単に触れておこう。

周知のように、とりわけ十七世紀後半以降の近世日本では、子どもは養育すべきものという意識が強まっていく⁽¹⁷⁾。養育には二つの意味がある。子どもを健全に育てることと、子どもに教育を授けることである。子どもは未熟で愛すべき存在と捉えられ、そこから親の養育責任という規範が成立する。

父母、其子を養ふて而教へざるは、是、其子を愛せざるなり。教ゆと雖も而厳しからざるは、是も亦、其子を愛せざるなり。

代表的な子育て書『養育往来』の一節である⁽¹⁸⁾。慈愛ゆえの厳しい子育てが説かれている。親の養育責任の根拠は、子どもへの慈愛に置かれる。しかし、実のところ、『養育往来』をはじめとする子育て書において縷縷説かれるのは、むしろ、溺愛への戒心である。

氣随氣儘を佳しとして、正しき行いを知らしめざるが故に、其風俗、常の癖と成り而生涯を愆つ者なり。嗚呼、是を奚ぞ子を愛すと云ふべけんや。…人々真実其子を愛せば、身勝手・氣儘を致させず。

とりわけ都市住民の子どもにとって、継承すべき家産や家業がない場合、教育の目標や内容は漠然としていると思われる⁽¹⁹⁾。養育の根拠とされる慈愛が、感情移入にもなって生じる情愛へと化するのとはたやすかろう。

次に、子どもにおける孝の動機付けを取り上げよう。孝の教訓書において、親への孝養を促す動機として強調されるのは、養育における慈愛と辛苦、それに対する報恩である。

十八世紀後半以降、近世日本における孝の教訓書の底本は、太宰春台撰『古文孝経 孔氏伝』である。同書では、「第十一 父母生績」という章を立て、父母が子どもを養育する労苦、その功へ報恩を説いている。ちなみに、『孝経』には、古文と今文との二種のテキストがあり、今文には「第十一 父母生績」は存在しない⁽²⁰⁾。

しかしながら、「孝子伝」においては、養育における慈愛や辛苦については、さほど記されていない。強いて挙げれば、『官刻 孝義録』〈類型Ⅱ〉であろうか。障碍をもって生まれた子どもの自立のため、親は手に職を就けさせるべく尽力している。しかし、伝文の主調は、子どもの献身的な孝養の数々と、そうした子どもを頼りとする親の姿にある。あるいは、親たちは相当わがままな要求すらしている（『民家童蒙解』【1】杉浦三郎兵衛の母親、『孝義録』【17】忠兵衛の父親をみよ）。とするならば、孝子たちの孝養には、慈愛に対する報恩のほかに、さらなる動機が加わるといわねばならない。

本来、『孝経』においては、孝の本質は親を愛敬することにある。親を愛するとは、血を受けた者を親しくおもい、懐かしむの意である。また、親を敬うとは、いま在る自分が生まれ出た

も^もとして、親を尊び大切にすることの意である。『孝経』における孝の原理は、自らの血の連続性に対する愛敬の念に他ならない。一方、近世日本においては、孝の目的は家の維持存続に置かれる。また、維持存続のための徳目・忠も孝に組み入れられ、いわゆる忠孝一体的な構造となる。しかし、孝子たちの親を愛敬する情には、存続すべき家を持たないからだろうか、『孝経』本来の意に近いものが認められる。

第二節で紹介した『行状聞書』の孝子儀兵衛は、養子であった。それを知った後、彼は次のように語る。

母、日頃、我を産みしは五月にて有しが、ことに産の重かりしといへり。斯く申さるるは、身にあまり嬉しく候に、誰にても、母の前にて物語のとき、図らずも我養子なる事はなしなど出申すべきかと、常におそるる所なり。

儀兵衛は、虚構とわきまえながらも、生命を受けた者として養母を懐かしむ。もっとも、『行状聞書』は、養母が儀兵衛に向けた慈愛には触れていない。むしろ、煩勞を惜しまず孝養を尽くす儀兵衛の身など微塵も案ぜず、腐心して供した食物を施行に出しさえする。実際、儀兵衛の窮状、あるいは養母の行動を鑑みると、愛敬のみを動機として孝を尽くすことができるのか、甚だ疑問である。

ただし、この時期以降に刊行された教訓書では、生命の連続性に基づく親子の愛情は、しばしば説かれるところである。

抑も体内に宿れば、母の苦患父の心配一朝に非ず。…此の世に生まれを夫れより以来、襁褓の内穢れを厭わず、終日抱き抱え乳を哺め、終夜寝給はず。寒き時は温め、暑き節は涼しめ、もし病有れば、我が身に替わらんと欲し、仮令幸いにして堅固に成長すと雖も、猶善上に善かるべく思い、日、夜、この千辛万苦已む暇無し。

『孝行往来』の一節である。描かれているのは、我が子をひたすら慈しみ愛する親の姿である。親の慈愛に触発されて、子もまた親を愛敬するであろう。生命の連続性を契機として、親と子は愛情で深く結ばれることになる。この愛情には、生命の連続性を本源とする親しみ、いわゆる自然の愛情とでもいうべき性格を指摘することもできよう。確かに、小規模家族、とりわけ物質的継承財を有しない家族が、日常をともに過ごすなかでは、親子の愛情は痛切に感ぜられたとも思われる。

しかしながら、愛敬や親子間の愛情は、直ちに孝の動機になるだろうか。前掲した儀兵衛のみならず、「孝子伝」では、養子や嫁姑など、血縁のない間柄の親子は決して珍しい事例ではない。むしろ、「孝子伝」において愛敬が孝の動機とされること、あるいは、教訓書において自然の愛情が強調されること、そのことに何らかの意図があるではなからうか。

それでは、どのような論理に導かれて、愛敬は孝の動機になるのだろうか。『民家童蒙解』には、以下の注目すべき一文がある。

道は自然に出で教えとなりて、身に行ひ、習ひて性となる。譬へば性は根なり。教は本なり。行ふて身となる。実を植えて又根となるがごとし。

(孝や忠は)賢者にて教へたるにもあらず。全く生質の端正なるによれり。然といへども国政教化の余慶なり。

孝や忠は、生まれながら素質としては具えてはいるが、実際に行いを重ねてはじめて、身についた本性となる、と解せよう。つまり、習慣化されることによって、孝や忠の徳性は形成されるというのである。ここには、近世における教育の特質の一つを指摘することができる。すなわち、身体に習慣化された身体知を通して人間形成を目指すという方法である。

愛敬についても、同様の論理が指摘できまいか。孝養を重ねることを通して、愛敬の情が形成され、自らの生命の連続性を確認していくという論理構造である。日々の孝養という具体的な行為の累積によって、孝養は習慣化された自然な行為と化していき、孝徳を具えた人間性が形成されるのである。この論理によれば、愛敬の情は、まず愛敬ありきではなく、逆の過程をとって形成されることになる。すなわち、孝養の実践を促進することが、あたかも自然のごとき愛敬の情の形成に通ずるのである。

とするならば、孝を励行させる方策を立てることが、孝道德教化策の第一の課題になる。「孝子伝」の孝行者たちが、困窮した状況に陥りながらも、辛苦を凌いで尽くす孝養の一つ一つが読者に孝の実践を逼ったと想像するに難くはなからう。「孝子伝」においては、孝子を表彰すること自体が、愛敬の情という孝の動機付け形成の要因だと考えられる。そして、孝養を尽くす行状のなかに、あるいは、孝子たちを動かす情のなかに、敬愛と称される情を見出したのではなからうか。

本稿では、十八世紀後半、いわば近世から近代への過渡期に差し掛かる時期における孝道德を検討した。この時期の孝道德の特徴として二点、家族による自己完結的な家の管理と主体的自助努力を本質とする点、孝行の実践を通して愛敬の情が形成される点を指摘した。近代家族の特徴の一つに、家内での情的結合、子供への強い関心があるが、これらの特徴は近代国家形成の過程で多分に政策的な意図から形成されたといわれる⁽²¹⁾。近代への過渡期における愛敬の情の形成構造は、近世から近代への孝道德の展開に連続する論理を有しており、この分野に新たな視点を提供するものと期待される。また、親から子どもへの慈愛についても、政策的意図という観点から詳細な考察が俟たれるといえよう。

【注】

- (1) 近世教育史研究の嚆矢、石川謙『日本庶民教育史(新装版)』(玉川大学出版部、1998)から、本山幸彦『近世国家の教育思想』(思文閣出版、2001)、辻本雅史・沖田行司編『新大系日本史 16 教育社会史』(山川出版社、2002)、辻本雅史編『近世の教育史』(日本放送出版会、2008)まで、近世教育史ではほぼ通説となっている。
- (2) 寛政期における教化政策に関しては、辻本雅史『近世教育思想史 一日本における「公教育」思想の源流』(思文閣出版、1992)が詳しい。習熟による身体知の強調に関しては、縷縷指摘される。

- たとえば、辻本雅史『「学び」の復権』（角川書店、1999）、高橋敏『江戸の教育力』（筑摩書房、2007）など同氏の一連の研究。
- (3) 近世の家に関する基礎的研究は、大藤修『近世農民と家・村・国家 一生活史・社会史の視座から一』（吉川弘文館、1996）を参照した。
- (4) 近世後期における百姓は、惨苦する貧農のみではない。トマス・C・スミス著・大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造 [増補版]』（ミネルヴァ書房、1995）は、近世後期において、商品作物や農村工業（スミスのいう「プロト工業化」）を営み、利潤を得る農民の存在を指摘する。こうした「富農」の研究に関しては、井上勝生『日本の歴史 18 開国と幕末変革』（講談社、2002）第一章に総括されている。
- (5) 齊藤修『商家の世界・裏店の世界』（リプロポート、一九八七）、同『江戸と大阪 一近代日本の都市起源』（NTT出版株式会社、2002）。
- (6) 北原糸子『都市と貧困の社会史 一江戸から東京へ一』（吉川弘文館、1995）。時代はくだるが、安政4（1857）年から明治3（1870）年の14年間における四谷塩町一丁目住民（現東京都新宿区本塩町）の実態に関しては、下記拙稿を参照されたい。「教訓科往来物の読者像 一「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして一」（『目白大学文学・言語学研究』第3号、2007）、「人別帳からみた四谷塩町一丁目の住民構成」（『目白大学総合科学研究』第3号、2007）、「幕末・維新期における江戸町方住民の移動 一『四谷塩町一丁目人別書上』の分析を通して一」（『目白大学人文学研究』、第3号、2008）、「幕末・維新期における江戸町方家族と孝道徳 一「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして一」（『目白大学 総合科学研究』5号、2009）。
- (7) 筑波大学付属図書館乙竹文庫所蔵本を使用した。
- (8) 菅野則子校訂『官刻 孝義録 上・中・下』（東京堂出版、1999）を使用した。小伝の引用では、同書掲載頁を示した。
- (9) 『官刻 孝義録』の改題は、前掲（8）を参照。主な先行研究に、菅野則子『江戸時代の孝行者』（吉川弘文館、1999）がある。また、『孝義録』の分析研究としては、佐々木潤之介『江戸時代論』（吉川弘文館、2005）が着目される。同書では、「家の維持・安定のための教化の主題が孝行にしばられ、その孝行は親子関係での両親との間の徳目であり、もっとも自然な家族愛に近い」という（p.314 -p.315）。しかし、親子の愛が根源的な愛といえるのか検討の余地があると思われる。
- (10) ハメル・ラスレット「世帯構造とは何か」（速水融編『歴史人口学と家族史』藤原書店、2003）所収に基づいた。
- (11) 教訓書の読者層、及び教訓書における孝道徳に関しては、下記拙稿を参照されたい。「教訓科往来物における民衆思想」（『目白大学人文学部紀要』第9号、2003年1月）、同「教訓科往来物における忠孝の道徳」（『目白大学人文学部紀要』第10号、2003年7月）。
- (12) 速水融『近世農村の歴史人口学的研究』（東洋経済新報社、1973年）を嚆矢とす歴史人口学の成果。詳細な研究としては、沢山美果子『出産と身体の近世』（勁草書房、1998）などがある。
- (13) 筆者所蔵本を使用。小川保磨（玉水亭）『孝行往来』天保六・1835）年刊、大阪書肆・秋田屋市兵衛刊。
- (14) 民衆に、自己の生活を保持するために自助努力や、家族による自己完結的な家の管理が求められる思想は、近世末には形成されつつあったと思われる。その近代への連続性に関しては、中川清『日本の都市下層』（勁草書房、1995）、同『日本都市の生活変動』（勁草書房、2000）に指摘がある。
- (15) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』（東京大学出版会、1991）など、同氏の一連の研究を参照。
- (16) 太田素子『子宝と子返し 一近世農村の家族生活と子育て一』「Ⅲ 儀礼と文学にみる家族関係」藤原書店、2007。
- (17) 養育すべき子どもの誕生に関しては、フィリップ・アリエス 著・杉山光信、杉山恵美子訳『「子供」の誕生 - アンシャン・レジーム期の子供と家族生活 -』（みすず書房、1980）が著名である。また、近世日本における研究としては、八鍬友広『近世民衆の教育と政治参加』（校倉書房、2001）など、同氏の一連の研究がある。

- (18) 筆者所蔵本を使用。小川保磨（玉水亭）『養育往来』、天保十・1838）年著、天保十五・1834）年刊、大阪書肆・秋田屋市兵衛刊。
- (19) このような江戸町方の子供たちの姿に関しては、青木美智男『深読み浮世風呂』（小学館、2003）に興味深い指摘がある。
- (20) 『孝経』における孝道德、および『古文孝経孝子伝』における孝道德の特質に関しては、下記拙稿を参照されたい。「太宰春台撰『古文孝経 孔氏伝』における孝道德 —「第七 孝平章」を中心に」（『筑波大学 哲学・思想論叢』27号、2009）、「太宰春台撰『古文孝経 孔氏伝』「第11.父母成績」の意義」（『目白大学 人文学研究』5号、2009）、「『古文孝経孝子伝』普及における文章の意義 —「第十二 孝優劣」解釈を通して—」（『目白大学 人文学研究』6号、2010）。
- (21) 小山静子『家族の生成と女性の国民化』（勁草書房、1999）、落合恵美子『近代家族の曲がり角』（角川書店、2000）など。
- * 本稿は、日本学術振興会平成二十二年度科学研究費補助金（基盤研究C：課題番号20520075 十九世紀前中期の江戸・東京における家族の実態と道德思想）による研究成果の一部である。